



長野労働局発表(2-41)

令和2年10月12日

担
当

長野労働局労働基準部

賃金室長 大日方 康浩

室長補佐 宮澤 明芳

TEL 026-223-0555

FAX 026-223-0591

長野県はん用機械器具等最低賃金の引上げを答申 ～ 2円引上げて時間額905円～

- 1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正については、長野労働局長(中原 正裕)から長野地方最低賃金審議会(会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授)に対し、本年8月21日に諮問を行ったところです。
- 2 同審議会において、審議の結果、本年10月12日、現行の最低賃金の時間額903円を2円引上げ(引上げ率0.22%)、905円に改正する答申が行われました。
- 3 この答申を踏まえ、長野県はん用機械器具等最低賃金の改正に係る手続き(異議申立の公示など)を経た上で、改正後の最低賃金は、本年12月11日に発効する予定となっています。

(参考)

長野県はん用機械器具等最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率(過去5年)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金改定額	848円	865円	883円	903円	905円
対前年度引上げ額	14円	17円	18円	20円	2円
対前年度引上げ率	1.68%	2.00%	2.08%	2.27%	0.22%

(注)長野県はん用機械器具等最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。